

# 【墓地】特別措置申込みについて

## 【墓地/特別措置について】

将来、墓地の承継者(跡継ぎ)がおられない方を対象に、「特別措置」制度を設けています。この制度は、特別措置冥加金(納骨懇志)をお納めいただくことで最後の名義人が亡くなられた後、使用区画は和田堀廟所に返還され、収骨全てについてもその後、和田堀廟所内にある合同墓(総廟)へ埋葬し、管理していた墓地区画の模様を原状に戻します。

## 【墓地/特別措置冥加金一覧表】

面積	冥加金
1㎡まで	¥250,000.-
1㎡以降	¥250,000.- + (0.1㎡毎×¥10,000.-)

## 【注意事項】

- 最後の名義人が亡くなられた後、使用区画は和田堀廟所に返還されます
- 墓地内に植栽をしている場合は申込時に寺務所が指定する業者の見積書を元に剪定・伐採にかかる冥加金を追加設定いたします
- 収蔵予定者の追加・変更はできません

## 【提出書類】

- 永代措置申込書 ※申請者:実印押印
- 永代措置収蔵申請書 ※収蔵予定者(全員):実印押印
- 印鑑登録証明書(発行から3か月以内) ※申請者・収蔵予定者(全員)
- 特別措置・永代措置 合意書(2通) ※申請者:実印押印



## 【事務手続き完了後】

- 事務手続き後、冥加金のご進納をお願いいたします。 ※お振込みまたは受付にて
- 受納証・特別措置合意書(1通)を郵送いたします。

築地本願寺和田堀廟所

〒168-0064東京都杉並区永福1-8-1 電話:03-3323-0321